

ぷちサロン活動応援助成実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、朝来市内で地域住民による地域の仲間づくり、出会いの場づくりを目的に年間定期、不定期を問わず、地域住民が気軽に集う場（「以下ぷちサロン活動」）という」を実施するグループが、開催にかかる負担軽減とぷちサロン活動を継続的に活動できるよう応援することを目的に必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この助成事業の実施主体は、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会（以下「法人」という）とする。

(助成対象)

第3条 この要綱で定める助成対象は、地域の仲間づくり、出会いの場づくりを目的に地域住民が気軽に集える活動を行うグループとする。

(助成対象活動)

第4条 助成対象となる活動は、以下のとおりとし、年に数回（上限10回まで）開催され、参加する地域住民が5名以上の集いで、そのうち65歳以上が過半数を占めているものとする。

- (1) 地域で毎年計画的に行われる年間行事等を除く個人同士が集う任意の集まり
- (2) 自主的な講（お大師講等）等、終了後の語らいの場
- (3) 地域ミニデイ活動を除く個人同士が集う任意の集まり
- (4) 隣保等の最寄りでの語らいを目的とした集まり

(助成金の額及び助成の回数)

第5条 予算の範囲内を限度として、実績に応じて助成金2,000円を上限に100円単位で交付する。ただし、助成回数については年度内に上限10回までとする。

(申請及び決定)

第6条 助成事業を利用しようとするグループは、前もって申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。会長は、申請書に基づき、その必要性を審査した上で、速やかに助成の可否について決定し、申請者に連絡するものとする。

(報告書の提出)

第7条 助成交付決定を受けたグループは、第4条で定めた事業を実施後、速やかに報告書（様式第2号）を会長へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条に基づく報告を受理したときは、内容を精査し適切と認めたものについては、報告書の提出を受けた翌月末に申請者へ助成金を交付するものと

する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか事業に関する必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。